

けっこん りこん 【結婚・離婚】

Q1 「定住者」の在留資格です。外国籍の妻との間に子どもがいます。離婚の手続きが知りたいです。両者とも合意しています。離婚後の在留資格はどうなりますか。

A1 まず、外国人同士での離婚について、夫と妻のそれぞれの本国法が協議離婚を認めているか [駐日外国大使館・領事館](#) で確認してください。夫婦の本国法が同一であったり、夫婦の常居所（常時居住する場所）が日本で、それぞれの本国法で協議離婚が認められていれば、日本で協議離婚ができます。市役所で離婚届を受け取って記入し（子どもの親権者の記入、証人2名の署名）、在留カード、パスポートを持参して市役所 市民課へ提出してください。

在留資格については、現在の資格が「定住者」なので、離婚後すぐに必要な手続きはありません。在留資格の更新時に離婚したことを申告してください。

中長期在留者（家族滞在・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等）の在留資格者の場合は、離婚した日から14日以内に入管に届けて下さい。

[配偶者に関する届出 | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#)

[外国人在留支援センター | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#)

Q2 最近、夫とうまくいきません。離婚はしたくないと思っています。相談に乗ってくれる機関を紹介してほしいです。

A2 話を聞いて、相談に乗ってくれるところがあります（日本語）。

三重県女性相談所 Tel; 059-231-5600、電話相談、来所相談、弁護士相談があります。

[三重県 | 三重県女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター） \(mie.lg.jp\)](#)

フレンテみえ相談室 Tel; 059-233-1130、電話相談、面接相談（要予約）、法律相談（要予約）があります。

[相談室のご案内 | フレンテみえ | 三重県総合文化センター \(center-mie.or.jp\)](#)